

## 24 全国中学校体育大会夏季競技新加盟基準

(公財)日本中学校体育連盟

全国中学校体育大会(夏季大会)の新競技の新加盟については、全国9ブロックの各中学校体育連盟の中から、6ブロック以上の中学校体育連盟からの新設要望が提出された場合、下記事項に照らして慎重審議し、(公財)日本中学校体育連盟の理事会にて決定する。準加盟が認められた競技については、3年間の準加盟期間を経た後、再度、(公財)日本中学校体育連盟の理事会にて実績等を審議し、正式加盟の可否を決定する。

- 1 全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準における、「全国中学校体育大会の基本的性格(1)~(6)」に適合すると認められること。
  - (1) 全国中学校体育大会は全国の中学校生徒を基盤とした学校教育活動である。
  - (2) 全国中学校体育大会は学校における保健体育科の授業を出発点とし、部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、ブロック大会(個人の成績で選抜される競技を除く)を経て選抜された学校代表が参加する体育大会である。
  - (3) 全国中学校体育大会は中学校生徒の現在及び将来の生活をより豊かにする身体の技能と体力づくりをめざした体育大会である。
  - (4) 全国中学校体育大会は全国の中学校生徒の心身の発達を考慮し、学習との調和を図って行う体育大会である。
  - (5) 全国中学校体育大会は中学校生徒の体力・スポーツ技能の発達段階に応じて選抜された学校代表による体育大会である。
  - (6) 全国中学校体育大会は、都道府県間、学校間、生徒相互の親睦と交流を図り、友情を深めるとともに、ルールやマナーを守り、スポーツ精神を育てる体育大会である。
- 2 全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準における「全国中学校体育大会の運営」にそって大会運営をすること。
  - (1) 競技運営に関する基本的事項の決定は(公財)日本中学校体育連盟と全国を統括する競技団体との合意によって行われる。
  - (2) 大会運営は(公財)日本中学校体育連盟、全国を統括する競技団体、開催地教育委員会、開催地中学校体育連盟、開催地競技団体の五者によって行われる。
  - (3) 運営にあたっては、文部科学省・スポーツ庁、関係地方公共団体の指導・助言を受ける。

- (4) 運営にあたっては、自主通知文(平成13年3月)「児童生徒の運動競技について」及び全国中学校体育大会開催基準による。
- 3 全国の競技部会を開催するために必要な各ブロックの競技専門部が組織されていること。
  - 4 全国9ブロックの各中学校体育連盟の中、6ブロック以上でブロック中学校体育連盟主催のブロック大会が実施されていること。
  - 5 全国を統括する競技団体の同意が得られていること。
  - 6 全国規模の大会がすでに開催されており、その開催に必要な組織や実績が認められること。
  - 7 全国大会を開催するために必要な経費が確保されていること。  
但し、準加盟期間(3年間)においては、(公財)日本中学校体育連盟からの大会負担金は支給しない。
  - 8 加盟申請については、ブロック中学校体育連盟及び開催競技団体による。  
開催競技団体からの申し出等については、ブロック中学校体育連盟との連携を図る。(申請書類については、様式1・6ブロック中学校体育連盟会長連名、様式2・競技団体会長名とする。)
  - 9 準加盟期間中(3年間)の開催地の決定については、(公財)日本中学校体育連盟・全国競技団体・開催候補地中学校体育連盟及び開催地教育委員会と協議の上、理事会で決定する。
  - 10 準加盟が認められた競技については、3年間の準加盟期間を経た後、再度、(公財)日本中学校体育連盟理事会で実績等を審議し、正式加盟の可否を決定、通知する。
  - 11 上記事項の各条件を満たせなくなった競技については、理事会において存続の可否について審議し決定する。
  - 12 その他、新加盟競技全国中学校体育大会夏季大会について参照。

平成20年6月6日 理事会決定

平成23年6月10日 公益法人認定により一部文言訂正

平成28年2月26日 スポーツ庁発足により一部字句追加